

高額障害福祉サービス等給付費について～お知らせ～

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所）給付費（以下「高額障害福祉サービス等給付費」と言います。）とは、同じ世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いた場合等に、1 か月の利用者負担額の合計が世帯の基準額を超えた場合、超過した金額が償還払い（払い戻し）方式により支給される制度です。

■ 合算の対象となるサービス

1	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどに係る利用者負担額 例：居宅介護、短期入所、就労継続支援など
2	介護保険の利用者負担額（高額介護サービス費等（注釈）により償還された費用を除く）例：訪問介護、通所リハビリなど （注釈）同一の方が障害福祉サービスを併用している場合に限り合算対象。
3	補装具費の利用者負担額 （注釈）同一の方が障害福祉サービス等を併用している場合に限り合算対象。
4	児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援の利用者負担額 例：放課後等デイサービス、児童発達支援など

■ 基準額（世帯あたり・月）

市民税課税世帯 … 37,200 円

市民税非課税世帯・生活保護世帯 … 0 円

障害児世帯…特例あり※

※以下の場合に該当するときは、障害児の特例により、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。

1. 一人の児童が複数の受給者証（障害福祉サービス受給者証・児童通所受給者証）でサービスを受けている場合。

2 障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用している場合。

例：市町村民税所得割額 28 万円未満の世帯における、障害児の特例の基準額

（ア）在宅系のサービスを利用する場合：4,600 円

（イ）入所系のサービスを利用する場合：9,300 円

■ 手続き方法

対象と思われる方には、複数の法律に基づくサービスの負担額の合算が完了したのちに福祉課障がい福祉係から申請を勧奨する通知と申請書を送付いたしますので、案内にしたがって申請してください。

「お問い合わせ先」

一関市福祉課障がい福祉係 電話：0191-21-8355（係直通） FAX：0191-21-4150